

<研究ノート>

北朝鮮のスヴァールバル条約 加入に関する一考察

松 村 昌 廣

キーワード：スヴァールバル条約, 北朝鮮, 亡命

朝鮮民主主義人民共和国（以下では、北朝鮮）は核兵器・ミサイル開発を急速に進め、国際的な緊張を高める中、現在スヴァールバル（Svalbard）条約として知られる、「ベア島を含むスピッツベルゲン群島に関する条約」（Treaty concerning the Archipelago of Spitsbergen, including Bear Island）に、2016年3月16日に加入した。同条約は1925年8月14日発効しており、実に100年弱を経て加入したことになる¹⁾。

この唐突な北朝鮮の行為は、一見して北朝鮮が北極圏の科学調査、スヴァールバル諸島における資源調査・開発や商業活動等に利害や能力を持ち合わせていないことから、不可思議である。北朝鮮がその意図について何ら説明していないことから²⁾、核兵器開発を焦点とした同国の外交・安全保障

1) オランダ政府条約データベース, <https://verdragenbank.overheid.nl/en/Verdrag/Details/004293>, 2018年5月20日アクセス。

2) 2018年5月20日現在、北朝鮮労働党の機関紙「労働新聞」(<http://www.rodong.rep.kp/en/>)や同国外務省(<http://www.mfa.gov.kp/en/>)の公式ホームページを検索してみたが、特段言及はなかった。なお、国営朝鮮中央通信の英語版日本サイトは簡単な事実だけを報道した。“DPRK accedes to Svalbard Treaty,” January 30, 2016, <http://www.kcna.co.jp/item/2016/201601/news30/20160130-11ee.html>, accessed on May 20, 2018.

政策と何らかの関係があるのではないかと憶測を呼ぶこととなっている。

『週刊現代』（2017年10月7日号）は「金正恩氏『急遽作った極秘ルート』で最後はロシアに亡命か」を掲載し、その中で中村逸郎（筑波大学教授）は北朝鮮の独裁者、金正恩とそのファミリーの亡命先としてスヴァールバル諸島を挙げた。同氏は、ロシアが既に同ファミリーの逃亡のために朝ソ国境の山岳地帯に秘密トンネルを建設しており、「ウラジオストクから北極海に面したムルマンスク軍港まで軍用機で運び、そこから約1,000 km離れたスヴァールバル諸島に、亡命先を用意」するとの判断を示した³⁾。

この説には、次の三つの前提がある。

- (1) 朝鮮半島有事が勃発し、北朝鮮の現体制が崩壊した場合、金正恩ファミリーが亡命を選択する。
- (2) 金ファミリーが北朝鮮からスヴァールバル諸島まで移動する経路が確保されている。具体的には、平壤からロシア国境までの、さらにはそこからスヴァールバル諸島までの安全な移動手段が確保されている。ロシアにはこれを実行する能力と意志がある。
- (3) スヴァールバル諸島が金ファミリーにとって安全で自由な生活を継続的かつ安定的に過ごせる場所である。それに対して、米国やその他の国が軍事力や警察力を行使しない。

(1) に関しては、直接確認する情報や方法はないが、金正恩にとって有力な選択肢であると想定して考察を進めても、特段問題はないと思われる。この想定がどの程度妥当かは(2)(3)の想定が成立するかに左右される。

(2) に関しては、一旦金ファミリーがロシア領内に入れば、ロシアには軍用機でスヴァールバル諸島まで送り届ける能力がある。この経路の大部分はロシア領内の移動である。ロシアの政治的意志については、本稿執筆時点で確認する情報・方法はないが、特段否定的な情報もない。平壤から朝ソ国

3) <http://gendai.ismedia.jp/articles/-/52983>, 2018年5月20日アクセス。

境までの移動については、そもそも体制崩壊の状態での移動には不確実性が伴う。しかも、当然、朝ソ国境の秘密トンネルの存否は確認できない。とはいえ、ロシアは特殊部隊を派遣して移動を護衛することはできるだろう。とすれば、(2)は確実な想定ではないが、かといって積極的に排除して考察を進めることが無意味だともいえない。

したがって、(3)が成立するかどうかを考察してみる必要がある。果たして、スヴァールバル条約が金ファミリーの亡命生活を法的に保証する内容となっているのであろうか。同条約に関する邦文での文献は皆無であり⁴⁾、英文のものも限られていることから、邦文での初歩的な分析を提供する意義はある。また、同条約による法的義務が主要国、とりわけ米国によって遵守され続けられる見込みがあるか否かに関しては、国際政治の視点から分析されねばならない。亡命先が確保されれば、現体制は有事勃発のリスクを冒しても、米国に対して強硬な外交・交渉姿勢を取ることができるから、本稿の意義は今後の北朝鮮情勢を分析する上でも小さくない。

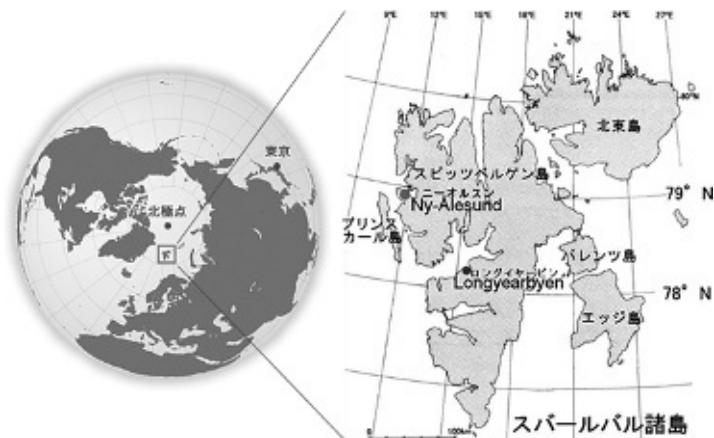
1. スヴァールバル諸島の概要

地図1と地図2が示すように、北極圏にあるこの群島は北極海のヨーロッパ寄り位置し、東はバレンツ海、西にあるグリーンランドとの間はフラム海峡、南西はグリーンランド海、南東はノルウェー海に囲まれている。総面積は60,640 km²、人口は2,583人(2017年7月現在)であり、その割合は、ノルウェー人が59.8%、ロシア人・ウクライナ人が20.4%、その他が19.4%となっている(2016年での概算)である。唯一の有人島であるスピッツベルゲン島には、最大の町であるロングイヤービン、その他の主な定

4) 筆者は、<https://ci.nii.ac.jp/>、<https://scholar.google.co.jp/>、検索してみたが、邦文で該当するものはなかった。石渡利康による研究は、北極圏の地域統合の観点からスヴァールバル諸島の分析を含む。同氏「北極圏地域研究」、日本大学博士論文(国際関係)、1999年、<https://ci.nii.ac.jp/naid/500000181735/>、2018年5月20日アクセス。

住地として炭鉱の町であったニーオルスン，ロシア人が暮らし独立性の高いバレンツブルクがある。その他は酷寒のほぼ不毛の島々である。主要な産業は採炭，観光，国際科学観測（極地科学研究）である⁵⁾。

地図1：スヴァールバル諸島の位置



(出典)<http://www.nipr.ac.jp/aerc/kyodo/svalbard.html>, accessed on May 20, 2018.

スヴァールバル諸島はノルウェー領であるが，スヴァールバル条約に則って制定されたノルウェーの法令によって，特異な法制度や行政機構を有する。したがって，同条約が締結されるに至った経緯を簡単に把握しておく必要がある。

5) *World Factbook, CIA*, https://www.cia.gov/library/publications/resources/the-world-factbook/geos/print_sv.html, accessed on May 20, 2018. <https://en.visitsvalbard.com/visitor-information/destinations/longyearbyen>, accessed on May 20, 2018. <https://en.visitsvalbard.com/things-to-do/ny-alesund-the-northernmost-town-in-the-world-better-moments-p2522773>, accessed on May 20, 2018. <https://en.visitsvalbard.com/visitor-information/destinations/barentsburg>, accessed on May 20, 2018.

地図 2：スヴァールバル諸島の地理



(出典)Svalbard, *World Factbook*, CIA, https://www.cia.gov/library/publications/resources/the-world-factbook/geos/print_sv.html, accessed on May 20, 2018.

スヴァールバル諸島は16世紀末にオランダ探検家によって発見された。17世紀になると、鯨油とセイウチの牙などの資源が同諸島の資源として注目され、英国とオランダの間に資源獲得や関連施設の設置場所を巡って激しい競争が展開されたが、過当競争で利潤が低下すると、両国は協定を締結して競争を停止した。他方、ロシア白海沿岸地方のスラブ系原住民であるポモール人(Pomors)も同諸島における狩猟活動を止め、同諸島は誰のものでもなく、如何なる国家の主権にも服さない「無主の地」(terra nullius)となった。その後、19世紀には、同諸島は植物相、動物相、地質、地理などの点で科学調査研究の対象となる一方、石炭が発見・開発され採炭ブームに沸いた⁶⁾。

6) Lotta Numminen, "A History and Functioning of the Spitsbergen Treaty," in Dinna Wallis and Stewart Arnold, ed., *The Spitsbergen Treaty: Multilateral Governance in the Arctic*, Arctic Papers vol. 1, August 30, 2011, pp. 7-8, <https://dianawallis.org.uk/en/page/spitsbergen-treaty-booklet-launched>, accessed on May 20, 2018.

採炭産業の急発展に伴い、「無主の地」における排他的所有権の確立、採炭業者と所有者の法的紛争処理のための法令構築と紛争裁定が必要となった。1905年にスウェーデン・ノルウェー同君連合が解消され、ノルウェーが独立すると、スヴァールバル諸島に隣接し、同諸島に対する影響力の拡大を試みていたノルウェーは、スウェーデンとロシアと共に国際会議を開催し、同諸島に対する管轄権の問題を解決しようとした。具体的には、当初の計画は同諸島の「無主の地」としての法的位置付けを変更せず、三カ国による合同委員会によって統治するとしていた。また、六年毎に輪番で同委員会委員長を選出する一方、同委員会により総督 (governor) を任命し、三カ国による国際警察を組織するとしていた。さらに、三カ国が同諸島の資源を開発・利用する権利を平等に有し、合同委員会の法令が適用される経済活動以外は、各々の母国の法律によって扱われるとしていた。しかし、この国際会議は第一次世界大戦のために失敗した。こうした経緯を経て、1919年、同大戦のパリ講和会議に関連して、スヴァールバル諸島に関する委員会が設けられ交渉・合意に至った⁷⁾。1920年2月9日、米国、大英帝国、デンマーク、フランス、イタリア、英国、日本、ノルウェー、オランダ、スウェーデンが同諸島に関する条約に署名し、1925年8月14日に発効した。

2. スヴァールバル諸島に関する国際法レジーム

スヴァールバル条約第1条はスヴァールバル諸島に対するノルウェーの「完全で絶対的な主権 (full and absolute sovereignty)」を規定している。これは、第一次世界大戦前の交渉が同諸島を「無主の地」のままにして、ノルウェー、デンマーク、ロシアの三カ国による国際共同管理を是としていた経緯を踏まえると、断絶があるような印象を与える。

しかし、スヴァールバル条約は経済活動等に関しては、同諸島の法的地位

7) *Ibid.*, p. 8.

を実質的に「無主の地」のままの状態に置いている⁸⁾。つまり、同条約は、原締約国と第10条の手続きによる加入国の国民に対して同諸島の領域に於ける全く平等の法的権利を保証しており、ノルウェー国民に対して特権又は優遇を認めていない。具体的には、漁業・狩猟の自由（第2条）、出入境の自由（第3条）、海運業・製造業・鉱業・商業活動の自由（第3条）、輸出入及び通過に対する関税を含めた一切の規制免除（第3条）、無線通信施設設置の自由（第4条）、民間経済活動での通信の自由（第4条）、気象観測所設置及び科学調査の自由（第5条）が保障されている。他方、ノルウェーは必要最低限の規制を行う権利が認められるに過ぎない。具体的には、自然保護・環境保全の措置（第2条）、無線条約（1912 Wireless Convention）に則った無線通信施設設置の許可（第4条）、鉱業権を含む私的財産権の認可（第7条）、公益事業及び適切な賠償のための公用収用（第7条）、他の締約国と協議した上での鉱業料や各種税金等を含む鉱業規制（第8条）を行う権能が与えられている。

軍事面に関しては、スヴァールバル条約第10条は、ノルウェーが自国の海軍基地を設けることだけでなく、他国の海軍基地設置を認めることを禁止している。さらに、同諸島における如何なる要塞・防備施設の建設（fortifications）とその軍事作戦目的（warlike purposes）での使用を一切禁

8) ただし、同条約が実質的に「無主の地」の扱いとしているのはスヴァールバル諸島の領域（領土、領海、領空）だけである。したがって、同諸島周辺の海域が国連海洋法条約の定める排他的経済水域（EEZ: Exclusive Economic Zone）に該当するかどうかは大きな法的問題となる。ノルウェーは同諸島に対する同国の「完全で絶対的な主権」により同国のEEZとなると主張する一方、それ以外の国々は同条約の原則を当て嵌め「無主の地」の扱いを求める事態となっている。こうした曖昧さは同条約の締結時には予期されなかった。Wallis, *op. cit.*, pp. 10-15. Christopher R. Rossi, "A Unique International Problem: The Svalbard Treaty, Equal Enjoyment, and Terra Nullis: Lessons of Territorial Temptation from History," *Washington University Global Studies Law Review*, Vol. 15, No.1, pp. 93-94, https://openscholarship.wustl.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1564&context=law_globalstudies, accessed on June 8, 2018.

止している⁹⁾。

したがって、スヴァールバル条約には、比較的小国であり軍事的脅威を及ぼすことがないノルウェーにスヴァールバル諸島の主権を与えることにより、同諸島を列強間の権力闘争の埒外に置く地政学的意図があったと言えるだろう。ただし、同条約が定めるレジームには軍事利用に関する見解の対立や非難を解決するメカニズムがない。実際、1997年、ノルウェーは同諸島に衛星通信所を設置し、ここを経由した写真データが米軍のイラク侵攻（「砂漠の嵐作戦」）に用いられたことが判明したため、これが条約違反になるかどうかについて決着はついていない¹⁰⁾。

こうしたスヴァールバル条約体制の下では、締約国・加入国の国民によるスヴァールバル諸島への出入境に際して全く自由であり、当然、査証が不要である。一般に、他国の領域に入り滞在・居住するためには、当該国の同意・許可が必要であり、金正恩ファミリーのような事案の場合は、国際法上そして当該国の国内法上、政治亡命として手続きと形式を取らねばならない。しかし、スヴァールバル諸島への移動・居住にはこうした法的障害が全く存在しない。

さらに、スヴァールバル条約はスヴァールバル諸島に対する軍事攻撃等を禁止している。もっとも、米国を含め、強国が意図的に同条約に違反し、ノルウェーの主権を侵犯することは軍事的には十分可能であるから、金正恩ファミリーを殺害したり、連行したりすることはありうる。したがって、問題の焦点は、米国などの強国が従来のように同条約を遵守し続けるかについて、現在及び近未来の見通しを国際政治の観点から考察してみる必要がある。

9) 本論著者は「warlike purposes」を軍事作戦目的と意識したが、意図的に戦争に向けた目的、或いは戦争を念頭に武力による威嚇を行う目的、その他一切の軍事的敵対行為を含むと理解している。

10) Wallis, *op. cit.*, p. 16.

3. スヴァールバル諸島を巡る国際政治状況

スヴァールバル諸島は軍事戦略上重要であり、強国にとってここを支配することができれば最も望ましいが、列強間の競争や相互牽制でそうできない場合、次善の策としては同諸島を何らかの方法でどの列強にも支配させない形が望ましい。スヴァールバル条約はそうした必要を満たしている。

この点、第二次世界大戦での経緯を見れば、明らかとなる。独ソ戦が始まると（1941年6月）、ソ連向けの援助物資輸送航路が同諸島とノルウェーの間を通過していたことと、北極海の気象データが中欧での軍事作戦にとって重要であったことから、同諸島は戦略上の重要拠点となった。同年8月には、連合国軍は同諸島にあった測候所や炭鉱の施設を使用不能にして労働者たちを避難させると、ドイツ軍が気象観測所を設置した。1942年と1943年には、同諸島の支配を巡って両軍の攻防が続いた一方、同諸島沖では援ソ船団とそれを狙うドイツ海空軍との間で激戦が繰り返された¹¹⁾。

冷戦中もスヴァールバル諸島の戦略的重要性は減ずることはなかった。米ソ両国は北極海を挟んで大量の戦略核兵器を持って対峙したが、同諸島の対岸にあるコラ半島にはムルマンスクの司令部を中心にソ連海軍北方艦隊の基地群があり、航空母艦、巡洋艦だけでなく多数の戦略原潜や攻撃原潜の母港となっていた。また、有事には、同諸島は北大西洋に南下する同艦隊の艦船を牽制、阻止する上で重要な位置を占めていた。

冷戦後も、スヴァールバル諸島は依然として戦略的重要性を有している。

11) "Operation Gauntlet-Spitzbergen: 19 Aug-8 Sept 1941," The Royal Edmonton Regiment Military Museum, <https://www.lermuseum.org/second-world-war-1939-45/1941/operation-gauntlet-spitzbergen-19-aug-8-sept-1941>, accessed on June 10, 2018. "The Second World War: The History of Spitsbergen," <https://www.spitsbergen-svalbard.com/spitsbergen-information/history/the-second-world-war.html>, accessed on June 10, 2018. "Arctic naval operations of World War II," Wikipedia, https://en.wikipedia.org/wiki/Arctic_naval_operations_of_World_War_II, accessed on June 10, 2018.

確かに、ソ連崩壊後の混乱の中、一時的にロシア海軍北方艦隊の能力と活動水準は落ちたが、徐々に回復し、現在は重要な拠点となっている¹²⁾。2014年にはロシア系武装集団がウクライナのクリミアに侵攻し、その後ロシア領に編入された。米国を含む先進民主制諸国はロシアが国際秩序の現状を力によって変更しようとしていると見て、政治的に対立し、軍事的にも緊張状態にあることから、一層、同諸島の戦略的重要性が高まっている。

近年、地球温暖化によって急速に北極海の氷塊が融解した結果、軍民両用で使える北極海航路の可能性も論じられており、一層、同諸島の戦略的重要性に関する関心が高まっている¹³⁾。

さらに、こうした北極海の氷塊が融解した結果、技術進歩と相俟って、この地域における資源、とりわけ、巨大な石油・天然ガスや水産物資源に関して、その開発・利用に対する激しい国際競争が生じつつある。北極海に直接面したロシア、ノルウェー、デンマーク（グリーンランド・フェロー諸島を含む）、カナダ、アメリカの五カ国は自国に有利な領海や排他的経済水域を主張し、外交活動や軍事活動を活発化している。今のところ、これら五カ国はアイスランド、スウェーデン、フィンランドを加えた北極協議会（Arctic Council）を利用して多国間制度を模索することによって、大枠、現状維持で地域秩序を保とうとしており、武力衝突の兆しはない¹⁴⁾。

12) *The Military Balance: The Annual Assessment of Global Military Capabilities and Defense Economics*, International Institute for Strategic Studies, various years.

13) 「北極海秩序の将来」『東アジア戦略概観 2011』, 防衛研究所, http://www.nids.mod.go.jp/publication/east-asian/pdf/eastasian_2011/j03.pdf, 2018年6月10日アクセス, 51頁-55頁。否定的な見解としては、文谷数重「期待外れの北極海航路と儲からない資源開発 安全保障上の価値も存在しない 幻想に過ぎぬ『北極海ブーム』」『軍事研究』第52巻5号, 2017年5月。

14) 「北極海秩序の将来」前掲, 61頁-72頁。北極海評議会については, <https://www.arctic-council.org/index.php/en/>, 2018年6月10日アクセス。

4. 結語

現在の北極海を巡る国際政治・軍事の大状況の文脈において、スヴァールバル諸島に関する国際政治・軍事の小状況を考えれば、予見できる未来においてスヴァールバル条約による国際レジームを維持することで米国を含め列強の利害は一致していると考えてよからう。したがって、万一、北朝鮮が体制崩壊の危機に瀕した場合、金正恩ファミリーがスヴァールバル諸島に移住するという形での実質的な政治亡命は選択肢としてありうると言える。

発展途上世界において、核兵器開発を巡って米国と対立・対決した独裁政権の指導者の末路は悲惨である。かつてのリビアのカダフィは核兵器開発を放棄した後、リビア内戦の中、反政府勢力の部隊によって殺害されたし、核開発の疑惑を持たれたイラクのサダム・フセインはイラク戦争敗北により政権が崩壊した結果、逮捕されその後死刑となった。2018年現在、北朝鮮は限定的な核戦力を保有した上で、米国に到達する大陸間弾道ミサイルと核弾頭を急速に完成しつつあると考えられている。一方、米国は北朝鮮に対して軍事攻撃を示唆しつつ、その「完全で検証可能かつ不可逆的な非核化 (CVID : Complete, Verifiable, Irreversible Disarmament)」を要求している。非核化で妥協できない米国と主たる交渉材料が核兵器である北朝鮮との交渉はただでさえ困難なものと思われるが、本稿で分析したように、実質的な亡命が選択肢として存在することから、金正恩は強気で交渉できるであろうから、一層困難なものとなると思われる。

